



働く人と雇う人のための
ルールです!

岡山県 最低賃金

令和6年

10月2日から

時間額

982 円

前年比

50円

UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
岡山労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



岡山労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額) を保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)				

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター ☎ 0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル選性(A)

この印刷物は、印刷物のリサイクルです。

(R6.9)

18歳から 大人!

新生活
スタート
応援!

考える!新成人

2022年4月からは、
18歳の誕生日が来たら大人です!



大人なので、
取り消せません。

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。

大人なので、
契約できます。

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

大人なので、
必ず確認。

契約を結ぶ際には、
事前に契約内容を
確認しましょう。

大人なので、
無理はしない。

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。



契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

※飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません。

新成人、こんなトラブルにご用心!



裏面をチェック! /

ちょっと待って!



こんなトラブルに注意!

1 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?)
- 解約条件をしっかり確認しましょう!(解約方法など)
- 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!

2 美容医療

事例

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう!
- 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう!
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう!
- その美容医療は「今すぐ」必要? 最後にもう一度、確認しましょう!

3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

事例 1

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例 2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう!
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)!
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うことに)なってしまっても!
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イザヤン

LINE公式アカウント

消費者庁 若者ナビ!

LINE友だち登録はこちら!



「18歳から大人」の方に、
今知ってほしい
情報はこちら!



「#18歳から大人」でも
情報発信しています!



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan
2022年3月発行

各指定事業者様
(市内全サービス)

岡山市保健福祉局事業者指導課長

指定障害児通所支援等の適正な運営について

このたび、市内の指定障害児通所支援事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項第6号、第7号に該当する事実が認められたため、当該事業者に係る指定の取り消しを行いました。

こうした事案が発生したことについては、誠に遺憾であります。

各事業所・施設におかれましては、平素から適正な運営に御尽力いただいているところですが、今回の事案発生を踏まえ、今後、このような不祥事が発生することのないよう、改めて事業運営について再点検を行うとともに、法人役員及び事業所の管理者を含む全職員に対して法令等の遵守について周知徹底を図り、適正な事業運営の確保に万全を期してください。

記

- 1 処分の内容
指定の取り消し
- 2 処分の理由
不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）
虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号）

岡山市保健福祉局事業者指導課障害事業者係
TEL 086-212-1015

相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修について

受講対象者は、次のとおりです。

※令和7年度の研修日程は未定です。日程が決まり次第、障害福祉課のHPに掲載します。
(<https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html>)

○ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

1 研修未受講者は、

➡ (1) 相談支援従事者初任者研修の講義部分

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修

※(2)の受講には、サビ児管としての任用のための実務経験年数マイナス2年以上の実務経験が必要です。

を全て修了し、その後、「2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験」又は「例外の要件を満たした上で6月以上の個別支援計画作成業務への従事」の後、実践研修を修了することが必要です。

2 1の研修を修了後、「2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験」又は「例外の要件を満たした上で6月以上の個別支援計画作成業務への従事」をした者は、

➡ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修

を修了することが必要です。

※令和3年度までに基礎研修修了者となり、経過措置による、みなし配置をしている者のうち、みなし配置期間(3年間)終了までに実践研修を修了しなかった者は、みなし配置終了後、実践研修を修了するまで、サービス管理責任者等として従事できません。

3 実践研修(旧研修修了者は初回の更新研修)を修了した者は、その翌年度を初年度とする5年度毎に1度

➡ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修

を修了することが必要です。

※令和元年度に更新研修を修了した旧研修修了者は、令和6年度中に更新研修を修了しなければ、令和7年4月1日から改めて実践研修を修了するまでサービス管理責任者等として従事できなくなります。

※令和2年度に更新研修を修了した旧研修修了者は、令和7年度中に更新研修を修了しなければ、令和8年4月1日から改めて実践研修を修了するまでサービス管理責任者等として従事できなくなります。

4 更新研修を所定の期限までに修了できず資格を失効した者は、

*上記3により更新研修を修了できず資格を失効した者

*旧研修修了者(平成31年3月31日までに、旧体系による研修を修了し相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講済の者)で令和5年度までに更新研修を修了できず、令和6年4月1日以降資格を失効した者

➡ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修

を修了することで、以降、再び従事が可能となります。

※資格失効前に、失効を見込んで、あらかじめ実践研修を受講しておくことはできません。

★ 更新研修、早期受講のおすすめ ★

- ・サビ児管の有資格者が資格を維持するためには、5年に1度、更新研修を修了する必要がありますが、最終年度の5年目を待たずとも、4年目、3年目等でも受講は可能です。
- ・現在、県内の有資格者数は約2千人なので、各年度、400人程度の受講が必要と見込まれますが、令和6年度の更新研修の修了者数は137人だったことから、こうした状況が続くと、後年度への集中が懸念されます。
- ・令和7年度は、募集定員400人を予定していますので、計画的な受講をお願いします。

○ 相談支援従事者研修

- 1 研修未受講者（相談支援専門員の資格が失効した者を含む）は、
➡ 相談支援従事者初任者研修
を修了することが必要です。
- 2 初任者研修を修了した者は、その翌年度を初年度とする5年度毎に1度
➡ 相談支援従事者現任研修
を修了することが必要です。
※現任研修を受講するためには、「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること」
又は「現に相談支援業務に従事していること」を満たす必要があります。
※ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修を受講するためには、上記によらず、「過去5
年間に2年以上の相談支援の実務経験があること」を満たす必要があります。
- 3 主任相談支援専門員を目指す者は、
➡ 相談支援従事者主任研修
を修了することが必要です。
※受講者は市町村からの推薦を受けた者に限ります。
※主任研修を受講するためには、推薦時点で、現任研修修了後3年以上の相談支援の実務経験
があることを満たす必要があります。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講年限確認表【令和7年度版】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方の場合は新体系での初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

※年限までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

更新研修の受講年限は次のとおりです。 → 実践研修（旧体系の研修で資格を取得した方の場合は初回の更新研修）修了年度を**起点**として御確認ください。

（各5年間のうちのいずれかの年度で、更新研修を修了する必要があります。）

◆旧体系の研修（平成30年度まで）で資格を取得した方の場合

<起点> 初回更新研修修了年度	更新研修2回目（この間で修了）	更新研修3回目（この間で修了）	更新研修4回目（この間で修了）	更新研修5回目（この間で修了）
令和元年度※	令和2年度～令和6年度※	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度

※令和元年度に更新研修を修了した方は、令和6年度末までに2回目の更新研修を修了しなかった場合、令和7年4月1日から資格が失効します。

◆新体系の研修（令和元年度以降）で資格を取得した方の場合

<起点> 実践研修修了年度	更新研修1回目（この間で修了）	更新研修2回目（この間で修了）	更新研修3回目（この間で修了）	更新研修4回目（この間で修了）
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度
令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度	令和22年度～令和26年度

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

① 更新研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がある。

受講要仕

【質問票】

年 月 日
岡山市事業者指導課 障害事業者係宛
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			

利用者事故等発生時の対応について

1 事故発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講ずること。
- (2) 速やかに利用者の家族、岡山市、支給決定市町村等に連絡・報告を行うこと。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるとともに、全従業者に周知徹底すること。

3 岡山市への報告

(1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生（社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めなどの措置を講ずること。（平成 17 健発 0222002 号）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるとき

(2) 報告事項

岡山市への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、岡山市、支給決定市町村に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、岡山市、支給決定市町村に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

4 提出先

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係
〒700-0913 岡山市北区大供 3-1-18 (K S B 会館 4 階)

T E L 086-212-1015

F A X 086-221-3010

E メール syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

※支給決定市町村にも報告してください。支給決定市町村が岡山市の場合は、障害福祉課又は保健管理課となります。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第81号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第82号）第58条第1項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (4) 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第83号）第32条第1項及び準用規定
- (5) 岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第94号）第18条第1項

- (6) 岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第95号）第16条第1項
- (7) 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第45号）第45条第1項
- (8) 岡山市通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第79号）第52条第1項及び準用規定
- (9) 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第80号）第48条第1項及び準用規定

(記入例)

障害福祉サービス事業所 ・ 障害者支援施設
相談支援事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム
障害児施設 ・ 障害児通所支援事業所

利用者事故等報告書

指定権者(岡山市の事業所は岡山市)とともに、
支給決定市町村にも提出してください。
また、欄の幅や高さは適宜調整してください。

令和 4年 3月 1日

岡山市長 様

法人代表者名で提出してください。

(事業所・施設等の名称)

〇〇就労支援センター

(事業者・施設設置者等の職・氏名)

(社福) 〇〇 理事長 △△ △△

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	事業所 花子 (男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女)	生年月日	昭和50年 1月 1日 (満38歳)
住 所	岡山市北区大供三丁目1-18		
支給決定市町村	岡山市	利用サービス名	就労継続支援B型
事故等発生日時	令和 4年 2月 27日 (水曜日) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時30分頃		
事故等発生場所	訓練・作業室		
事故等の状況及びその原因	(状況) △△の作成作業中、他の利用者とふざけて押し合いを行い転倒。転倒の際に支えた右手に腫れがあり、本人が痛みを訴えていた。 ----- (原因) 他の利用者とふざけて押し合いを行っていたことを放置していたこと、作業道具が足元に落ちていたためつまづいたのが原因と思われる。		
事故等に対する対応及び家族等への説明内容とそれに対する反応	(対応) 直ちに〇〇医院に連れて行き、診察を受けたところ、右手中指の骨折と打撲と診断された。 医療機関受診状況、けがの診断結果など対応内容を記入してください。 ----- (家族等への説明内容と反応) すぐに管理者が母親に連絡し謝罪を行うとともに、けがの補償について説明を行った。母親からは軽い怪我だったので、引き続き通える軽作業の実施をお願いされた。		
再発防止策	事故防止のため担当職員会議を行い、ふざけあい等に対するの注意を徹底するとともに、利用者全員で反省会を開催し、利用者自身に再度の意識付けを行った。		
事業所の担当者	(担当者名: 岡山 太郎 (サービス管理責任者)) (TEL: 086-XXX-XXXX FAX: 086-XXX-XXXX)		
備 考			

岡山市内障害福祉サービス等運営事業者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部
事業者指導課長

事業者指導課来課時の注意事項について

平素から、本市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の各種申請・相談及びその他の用務で事業者指導課にお越しいただく際は、下記の注意事項をご確認の上、ご来課くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

- ① 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。
※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。
- ② 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。
いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。
- ③ K S B 会館には、当課への来客用駐車場はありません。
車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより1時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。
※当課にご用の方が、K S B 会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18
K S B 会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
障害事業者係
Tel : 086-212-1015

岡 障 第 1 4 4 6 号
令 和 7 年 3 月 7 日

岡山市内障害福祉サービス等事業所 各位

岡山市障害福祉課長

岡山市公式LINEによる障害者向け情報の公開、及び
岡山市自立支援協議会ホームページ「え〜んじゃネット」
への事業所情報の掲載・更新について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、岡山市役所公式LINEアカウントの機能に各種の福祉施策の概要やサービス窓口、**事業者情報**等を閲覧・検索できる機能を追加しました。

このことにより、サービスや事業者情報について、冊子「障害者のしおり」によらずとも簡易かつ迅速に誰もが検索できることを目指しております。

なお、検索機能のうち、事業所情報については、岡山市自立支援協議会ホームページ内「え〜んじゃネット」へ接続しております。

つきましては、市民の方への的確な事業者情報を提供するため、「え〜んじゃネット」への貴事業所情報の掲載・更新を適切に行っていただくようお願いいたします。

参考

〈「え〜んじゃネット」事業所情報の掲載方法について（新規・変更・停止）〉

URL: <https://okjiritsushien.com/info/pub/>

※入力用紙のダウンロード等が可能です。

【担当】

岡山市役所 障害福祉課 課長補佐 安井
福祉係 森口
管理係 川上
就労・自立支援係 藤井

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1

TEL 086-803-1236 FAX 086-803-1755

E-mail shougaiifukushi@city.okayama.lg.jp



岡山市公式LINEで 障害者向け情報の検索も可能に！



※QRコード読み取り後の手順は裏へ👉

〈利用方法〉

LINEアプリをインストールのうえ、以下のいずれかの方法で「友だち追加」してください。

◎LINE内の検索窓から

「岡山市役所公式LINE」もしくは「okayamacity」で検索する

◎スマートフォンなどのカメラで左の二次元コードを読み取る

【問い合わせ先】

○障害者向け情報について

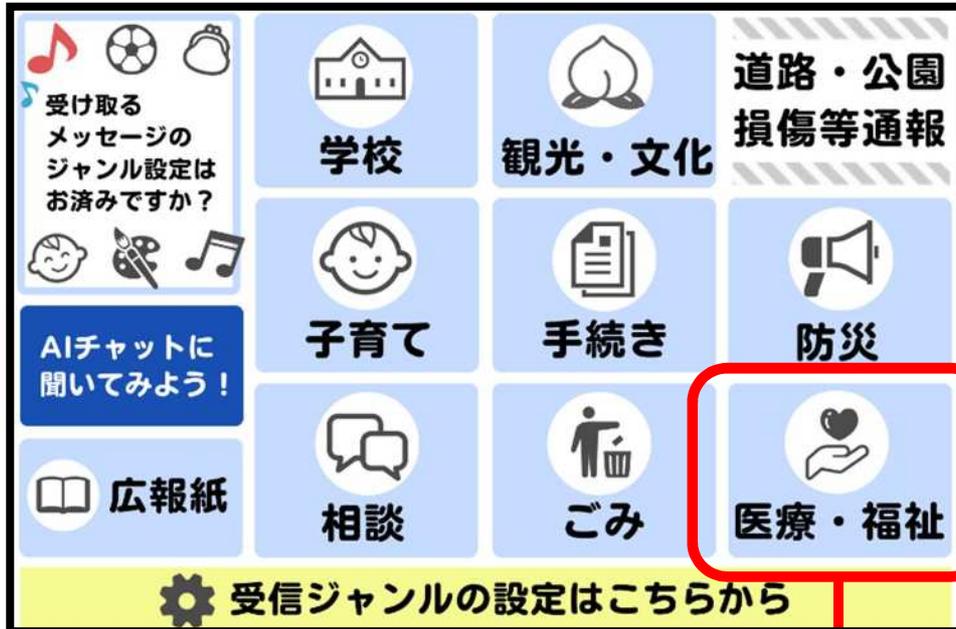
岡山市 障害福祉課 086-803-1235

○岡山市公式LINE全般について

岡山市 デジタル推進課 086-803-1047



〈利用手順〉





ホーム

事業所をさがす

協議会

事業所情報の掲載方法について（新規・変更・停止）

事業所情報を「新規掲載したい」「内容変更したい」場合

更新フォームから送る

下記のリンク先のフォームに事業所情報を入力して送信してください。

-  障害福祉サービス
-  障害児サービス
-  ヘルパー

※送信完了後「送信者」のメールアドレスに件名「〇〇の情報 | え〜んじゃネット（岡山市障害者自立支援協議会）」の自動返信メールが届きます。

メールまたはFAXで送る

- ① ダウンロード様式 から該当サービスの様式を選び、記入例を参考にご記入ください。
- ② 注意点（ページ下部）をご確認の上、①入力後に【情報の更新先】までメールまたはFAX送信してください。

写真・画像データに限っては、メール送信が必要です。

送信メールには、件名に「え〜んじゃネット事業所情報（事業所名）」をご記入の上、事業所情報（記入済み）を添付して送信してください。

写真・画像は、デジタルカメラ等の電子画像をメールに添付し、【情報の更新先】へ送信してください。

閲覧される方からは「写真・画像があるとよく分かる」といった声を多く頂いています。
掲載の際に写真や画像も複数送っていただければ、情報がさらに伝わりやすくなるかと思われます。

え～んじゃネットのイメージ

事業所一覧の画面

福祉サービス利用に関する相談（計画相談支援・障害児相談支援）

障がいのある方が利用できるサービスのご案内や調整等を行う窓口です。その他にも生活の悩みから制度のことなど、様々な相談も可能です。

☑ 相談支援事業所受け入れ可能数（岡山市ホームページ：中段あたりにあります。）

あ か さ た な は ま や ら わ

北区 中区 東区 南区 その他

事業所名	郵便番号	主たる事業所住所	連絡先		障害の特定					地域移行支援 地域定着支援	事業実施地域 (岡山市内地域)	パンフレット
			TEL	FAX	身体	知的	精神	児童	難病			
	700-0914	岡山市北区鹿田町1-8-10-201	086-238-6175	086-206-1120	○	○	○	○	○	○	岡山市	
	703-8227	岡山市中区兼基321-2 電操パークマンション605	086-201-7160	086-278-4867	○	○	○	○	○	○	岡山市	



事業所情報の画面（例）

↑パンフレット
Excel

事業所名 _____

ふりがな _____

更新日 2012年07月03日

サービス種別 地域活動支援センターⅠ型

運営主体 _____

所在地 〒709-3111 岡山市北区建町御渡834-2

電話番号 086-722-5200

FAX 086-722-5201

写真 -

え～んじゃネットでも写真の掲載が可能です。

是非、写真の掲載もして、事業所をPRしてください！

パンフレットの掲載

地図と連携

住所をクリックすると地図画面に遷移します



参考に...

事業所一覧・空き状況

検索結果 250件

サービスから探す

地域から探す

空き状況から探す

キーワードから探す

お気に入り保存済み

アフタースクール Ocean's Love 茅ヶ崎

残りわずか

★保存

グリーンクラス

残りわずか

★保存

STUDIO UZU

空きあり

★保存

ブルーベリー

★保存

茅ヶ崎市の作成した「ちがさき障がい者支援アプリ」の事業所一覧は写真が多く掲載されています。

【<https://lg-pwd.jp/home?citycode=142077>】

えーんじやネット 事業所情報記入用紙

- ★記入にあたって：ご記入いただける範囲で構いません。人数等の数値に関してもおおよそで構いません。
- ★記入量が枠内で収まらない場合、別用紙等に記入しても構いません。

事業所名 (法人名)			
住所	〒		
えーんじや ネットへの掲載	初めて掲載する ・ 既に掲載している ・ 掲載しているか不明		
サービス種別	該当するもの全てに○をつけてください 療養介護 生活介護 施設入所支援 自立訓練 (生活訓練・機能訓練) 短期入所 就労移行支援 就労継続支援 (A ・ B) 就労定着支援 地域活動支援センター (I 型 ・ II 型 ・ III 型) 小規模作業所		
電話番号	FAX 番号		
代表メール アドレス			
ホームページ	無 ・ 有 <input type="checkbox"/> URL : <input type="checkbox"/> 検索ワード : <input type="text"/>		
対象利用者の 障害種別	該当するもの全てに○をつけてください その他 () 身体障害 知的障害 精神障害 重症心身障害 発達障害 高次脳機能障害		
定員人数	約 名	平均人数/1日	約 名
男女比	男性 () ; 女性 ()	平均年齢	約 歳
職員人数	【例】管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、看護師 1 名、生活支援員 4 名		
最寄りの 交通機関			
サービス 提供日時			
利用料・実費等			
工賃・給与等			

(2枚目に続きます)

事業所名【

オプション サービス	該当するもの全てに○をおつけください 医療ケア 入浴 送迎 食事 その他 なし 上記の具体的な内容をご記入ください
活動・作業 等の内容	
事業所の 特徴・PR	
写真・画像 データの掲載 (推 奨)	写真・画像の掲載を 希望する ・ 希望しない →希望する場合は、下記メールアドレスに写真・画像データを送信ください。 【送信の手順】 ① 写真・画像データを用意する (外観や活動風景 等)。5枚まで掲載可能... ② 写真・画像データを添付し、件名に【えーんじやネット写真希望 (事業所名)】を記入。 ③ 本文空欄のまま送信。

ご記入ありがとうございます。☑を確認後、受付窓口までご返信ください。

- ☑ 事業所情報記入用紙 (2 枚) の送信は、下記の FAX またはメール どちらでも受付けておきます。
- ☑ 写真・画像データは必ずメールアドレスでの送信が必要です。
- ☑ 注意点は、えーんじやネット TOP ページ中段「事業所情報の掲載について」をご確認ください。
→こちらのページから事業所情報記入用紙 (word 様式) のダウンロードも可能です。
また、記入例も掲載してありますので、ご利用ください。

【受付窓口】 FAX : 0 8 6 - 2 0 1 - 1 7 1 3

メール : e-nja@okjiritsushien.com

岡山市障害者自立支援協議会 広報部会
担当 : 地域活動支援センター ばる・おかやま (丸橋)

えーんじやネット 事業所情報記入用紙 (ヘルパー)

事業所名	
住所	
電話番号	
えーんじやネットへの掲載	初めて掲載する ・ 既に掲載している ・ 掲載しているか不明

下記の項目内容の回答を ○ (可能・実施中)、△ (要相談・条件付き可能)、× (不可・実施していない) でご記入ください。自由表記などが必要な場合は、備考欄にご記入ください。

No.	項目内容	回答 (○・△・×)	備考
1	岡山市北区 (御津・建部地域を除く)		
2	岡山市北区 (御津・建部地域)		
3	岡山市中区		
4	岡山市東区		
5	岡山市南区		
6	居宅介護 (家事援助・身体介護等)		
7	重度訪問介護		
8	同行援護		
9	行動援護		
10	移動支援		

(2 枚目に続きます)

事業所名【 】

No.	項目内容	回答 (○・△・×)	備考
11	介護保険サービス (訪問介護)		
12	一部医療ケア (※1) への対応		
13	土曜日・日曜日・祝日 のサービス提供		
14	早朝 (6~8 時) のサービス提供		
15	夜間 (18~22 時) のサービス提供		
16	深夜 (22~6 時) のサービス提供		

※1 対象となる医療行為：○たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部) ○経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

ご記入ありがとうございます。☑を確実に、受付窓口までご返信ください。

事業所情報記入用紙 (2 枚) の送信は、下記の FAX またはメール どちらでも受け付けておられます。

注意点は、えーんじやネット TOP ページ中段「事業所情報の掲載について」をご確認ください。→こちらのページから事業所情報記入用紙 (word 様式) のダウンロードも可能です。

【受付窓口】 FAX: 086-201-1713

メール: e-nja@okjiritsushien.com

岡山市障害者自立支援協議会 広報部会

担当: 地域活動支援センター ばる・おかやま (丸橋)

えーんじやネット 事業所情報記入用紙（日中一時・児童）

- ★記入にあたって：ご記入いただける範囲で構いません。人数等の数値に関してもおおよそで構いません。
- ★記入量が枠内で収まらない場合、別用紙等に記入しても構いません。

事業所名 (法人名)			
住所	〒		
えーんじや ネットへの掲載	初めて掲載する ・ 既に掲載している ・ 掲載しているか不明		
サービスクラ 種別	・ 日中一時支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援		
該当するものに○を つけてください			
電話番号		FAX 番号	
代表メール アドレス			
ホームページ	無	有	URL： 検索ワード：
利用者の主な 疾病・障害			
定員人数	約	名	平均人数/1日
	【例】看護師、児童指導員、社会福祉士、幼稚園教諭		
スタッフ			
最寄りの 交通機関			
サービス 提供日時			
利用料・実費等			
オプション サービス	・ 入浴 ・ 送迎 ・ 食事 ・ その他 ・ なし		
該当するものに○を つけてください	具体的な内容は以下にご記入ください		

(2枚目に続きます)

事業所名【

活動・事業 等の内容			
事業所の 特徴・PR			
写真・画像 データの掲載 (推 奨)	写真・画像の掲載を	希望する	希望しない
	→希望する場合は、下記メールアドレスに写真・画像データを送信ください。 【送信の手順】 ① 写真・画像データを用意する (外観や活動風景 等)。5枚まで掲載可能。 ② 写真・画像データを添付し、件名に【えーんじやネット写真希望 (事業所名)】を記入。 ③ 本文空欄のまま送信。		

ご記入ありがとうございます。☑を確認後、受付窓口までご返信ください。

- ☑ 事業所情報記入用紙 (2枚) の送信は、下記の FAX またはメール どちらでも受付けております。
- ☑ 写真・画像データは必ずメールでの送信が必要です。
- ☑ 注意点等は、えーんじやネット TOP ページ中段「事業所情報の掲載について」をご確認ください。
→こちらのページから事業所情報記入用紙 (word 様式) のダウンロードも可能です。
また、記入例も掲載してありますので、ご活用ください。

【受付窓口】 FAX：086-201-1713

メール：e-nja@okjiritsushien.com

岡山市障害者自立支援協議会 広報部会
担当：地域活動支援センター ばる・おかやま (丸橋)

医療的ケア児等一時預かり事業

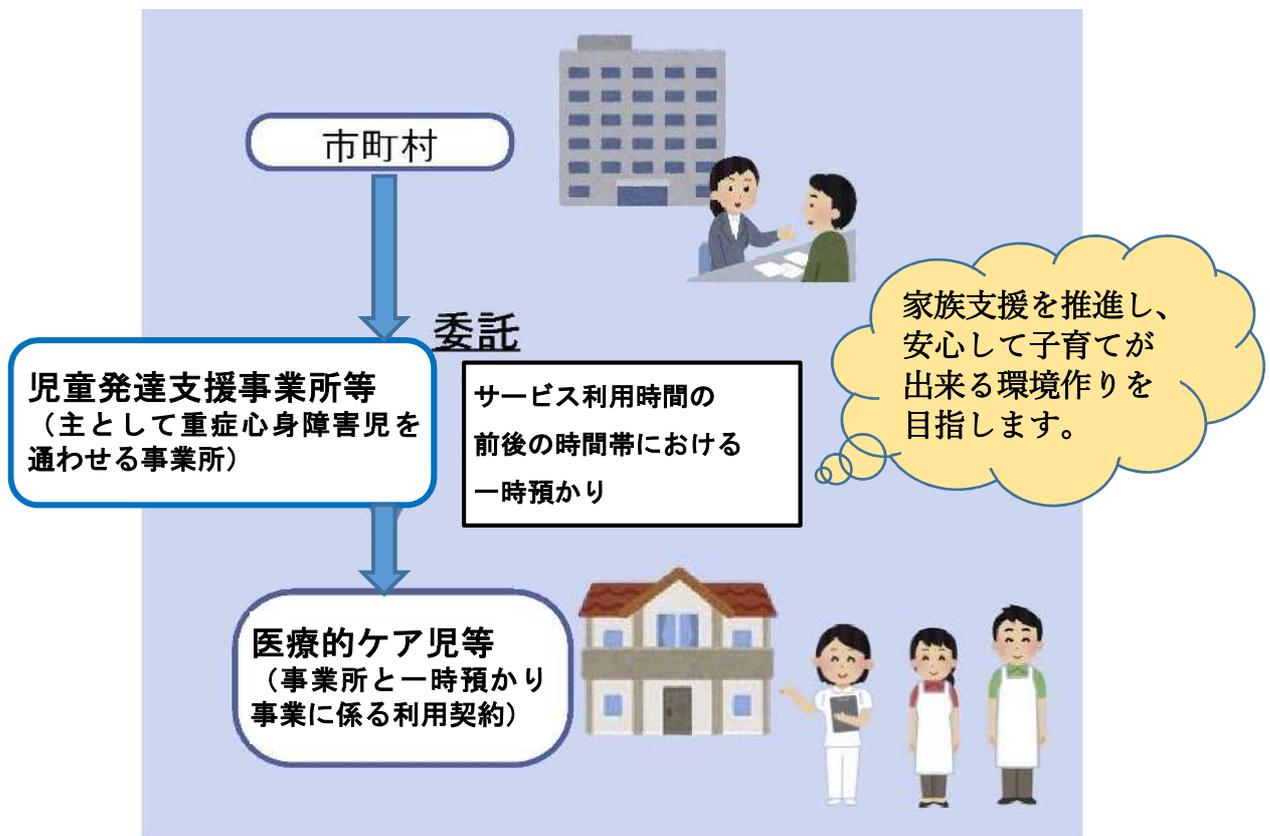
1. 事業の目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

2. 事業の概要・スキーム

【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している「主として重症心身障害児を通わせる」児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所への委託により、サービス利用時間の前後の時間帯に、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや見守り等その他必要な支援を行う。



<医療的ケア児等一時預かり事業について>

【対象者】

医療的ケア児・重症心身障害児（以下、「医療的ケア児等」という。）

→ 児童発達支援、放課後等デイサービスの支給決定を受けている障害児。

通所受給者証、医療的ケア判定スコア表等によって対象者であることを確認。

【委託事業所】

児童発達支援または放課後等デイサービスのサービス提供事業所のうち、「医療的ケア児等」を受け入れる体制が整備されている事業所。

<対象となる事業所>

主として重症心身障害児を通わせる事業所

【一時預かり事業の人員配置要件】

看護職員を1名以上配置（医療的ケアが不要な重症心身障害児のみを受け入れる場合には、児童指導員又は保育士を1名以上配置）

※ただし、配置する看護職員が1名で、やむを得ず支援場所から離れる場合（トイレや電話対応等）には、必ず別の従業者を配置可能な体制が取れている必要あり。

【利用要件】

次の①と②のいずれも満たしている場合

- ① 当該事業所と児童発達支援または放課後等デイサービスの利用契約をしている医療的ケア児等
- ② 下記のいずれかに該当する場合
 - (1) サービス利用日において、受入事業所のサービス提供時間の前後に利用する場合
 - (2) サービス利用日以外の日において、受入事業所のサービス提供時間の前後に利用する場合
 - (3) 事業所のサービス休業日において利用する場合

※サービスの「延長支援加算」を算定する場合には、同時間帯に重複して当該事業を実施することは原則不可

※ここでいう「サービス提供時間」には、送迎のみを実施する時間は含まない

本資料に関する問い合わせ先

岡山市障害福祉課管理係 [TEL:086-803-1235](tel:086-803-1235)

E-mail : shougai Fukushi@city.okayama.lg.jp

<児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日数拡充について>

- 拡充の目的：より支援が必要となる医療的ケア児や強度行動障害児について、家族負担を軽減するため、必要に応じ、最大支給日数を13日から23日に拡充
- 令和7年4月より新たに23日決定が可能となる障害児

対象児	対象児要件	23日利用可能な事業所
① 医療的ケア児 (重心児を除く)	医療的ケア判定スコア表の <u>いずれかの医療行為を必要とする障害児</u> (スコア表の基本スコア合計(日中)が3点以上であること)	看護職員を配置している等、医療的ケアを実施することが可能な事業所
② 強度行動障害児	<u>強度行動障害児支援加算の対象児</u> (強度行動障害児判定表が20点以上の障害児)	当該対象児を受入可能な事業所